

令和7年度 龍姫湖利用協議会 次第

日時：令和8年3月26日(木) 10:00～
場所：安芸太田町役場本館2階 第3会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 温井ダム堤体周辺での社会実験について 資料1

(2) 規約の改正について 資料2 資料2-1

(3) 令和7年度事業報告 資料3 資料3-1

(4) 令和8年度事業計画(案) 資料4 資料4-1 資料4-2 資料4-3

3. その他

4. 閉 会

〈配布資料〉

出席者名簿

資料1 温井ダム堤体周辺での社会実験について

資料2 龍姫湖利用協議会規約

資料3 令和7年度事業報告について

資料4 令和8年度事業計画について

参考資料 令和8年度温井ダム放流計画について

【令和7年度 龍姫湖利用協議会出席者名簿】

役職	団体等	役職	氏名	備考
会長	安芸太田町	町長	橋本 博明	
副会長	(一社) 地域商社あきおおた	事業本部長	寶珠 真一	
委員	国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	所長	浜田 健一	監事
委員	広島県山県警察署	署長	原本 正章	
委員	広島市安佐北消防署 安芸太田出張所	所長	加藤 英敏	代理
委員	太田川上流漁業協同組合	代表理事 組合長	岡田 重男	欠席
委員	温井ネットワーク協議会	会長	佐々木 克己	
委員	温井自治会	自治会長	栗栖 誠	
	(一社) 地域商社あきおおた	体験型観光 係長	梅本 雅史	
	国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	専門官	前川 和広	
	国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	係員	坂井 奏音	
	広島県山県警察署 地域交通課	課長	平本 昭宏	
事務局	安芸太田町	参事	宇田 康弘	欠席
	安芸太田町	参事	下村 佳世	
	安芸太田町 道の駅推進チーム	担当課長	瀬川 善博	欠席
	安芸太田町 道の駅推進チーム	主任	久保 千晶	
	安芸太田町 道の駅推進チーム	主任主事	大前 龍太	

温井ダム堤体周辺での社会実験について

1. 温井ダム堤体周辺の利用について

ダム湖面での社会実験が令和4年度から始まり、令和7年度にはオープン化がなされ、湖面でのウォーターアクティビティ事業は本格始動しているところである。一方で、令和6年4月に温井ダムがインフラツーリズム魅力倍増プロジェクトに選定され、温井エリアにおいて湖面のウォーターアクティビティ以外にも温井ダムを利活用した新たな観光誘客ができないか、温井ダム管理所、安芸太田町、湖面利用実施事業者の3者でこれまで検討を行ってきた。

この度、普段は非公開の温井ダム設備内を見学するガイド付きツアーや、右岸側からの放流見学等の特別な体験を提供するダムツアーを開発することを念頭に、安芸太田町から中国地方整備局へ河川占用許可申請を提出し、令和7年10月10日付で許可を受けた。このことから、町が占用主体となり、これまで協議を重ねてきた(一社) NUKUI OUTDOOR FIELD を社会実験対象団体へ指定し、同年10月の龍姫湖まつり開催日に併せて、初の試みとなる温井ダムツアーの決行を皮切りに、温井ダム堤体周辺での社会実験を開始している。

今後は、温井ダム堤体周辺エリアにおいてもオープン化を目指し、令和8年度においても引き続きガイドツアーを主軸とした社会実験を行うこととしている。

このことに伴い、本協議会では利用運用ルールの制定や運営を通して、温井ダム堤体周辺を有効に利活用し、また、事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。

2. 令和7年度 社会実験対象団体

事業者名	代表者	事業内容
(一社) NUKUI OUTDOOR FIELD	代表理事 福田 真弓	温井ダム見学ツアー 出店(物品・飲食等の販売)

※(一社) NUKUI OUTDOOR FIELD は、龍姫湖面や温井ダム周辺環境の魅力的な地域資源や人材を生かして、エリア一帯の活性化や事業者間連携に取り組むことを目的に設立された団体である。

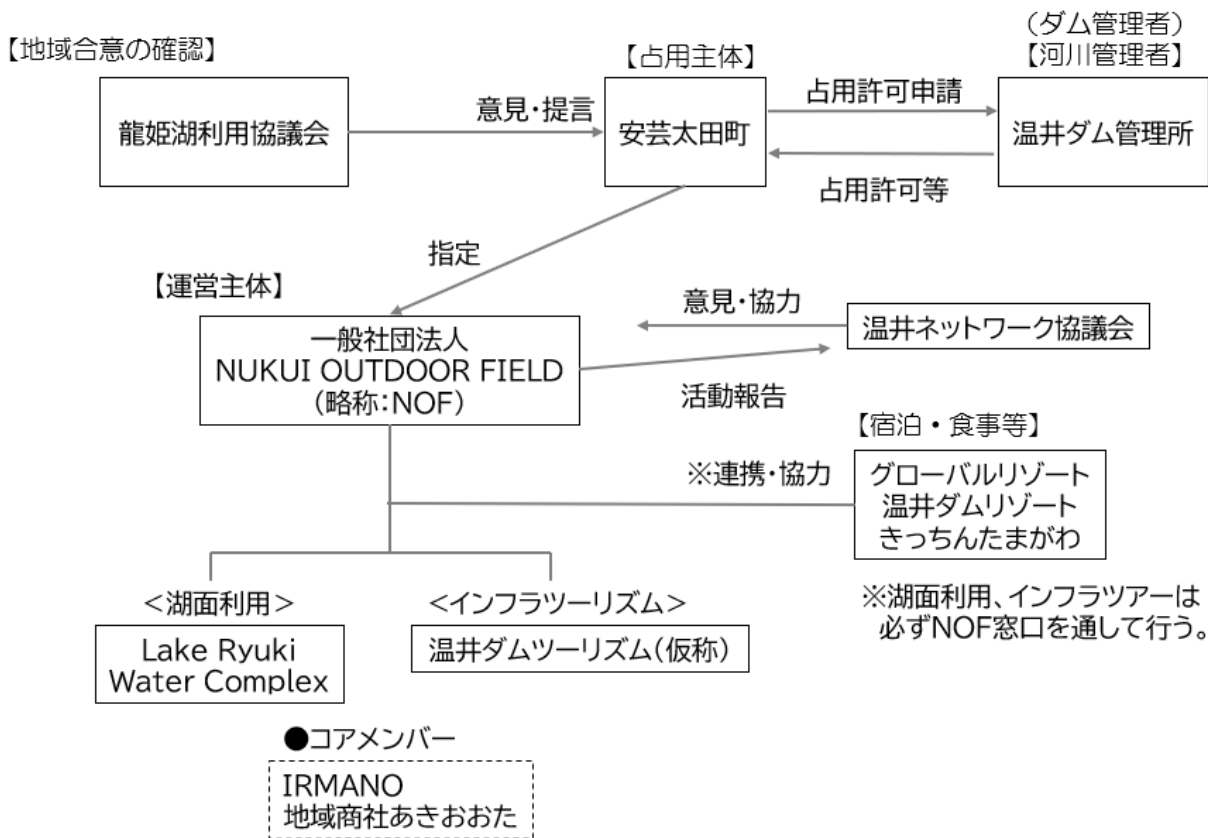
3. オープン化スケジュール（案）

次のとおり、都市・地域再生等利用区域の指定を目指すこととする。（令和8年1月末時点案）

日付	主体	動き
令和8年 4月～11月	温井ダム⇄安芸太田町⇄施設使用予定者	インフラツーリズムによる堤体等利用に係る社会実験の実施（一時占用） ・各種ツアー試行 ・各種問題点に関する協議
11月下旬	安芸太田町→温井ダム	区域指定の要望書提出
〃	温井ダム→水政課	地域合意の副申
12月上旬	水政課→温井ダム	地域合意を行う旨の回答
12月中旬～ 1月中旬	温井ダム（安芸太田町）→自治会等	地域合意の確認
1月下旬	温井ダム→水政課	区域指定の上申
2月中旬	水政課→安芸太田町、温井ダム	区域指定公表の通知
2月下旬	安芸太田町→温井ダム	占用許可申請
3月下旬	温井ダム→安芸太田町	占用許可

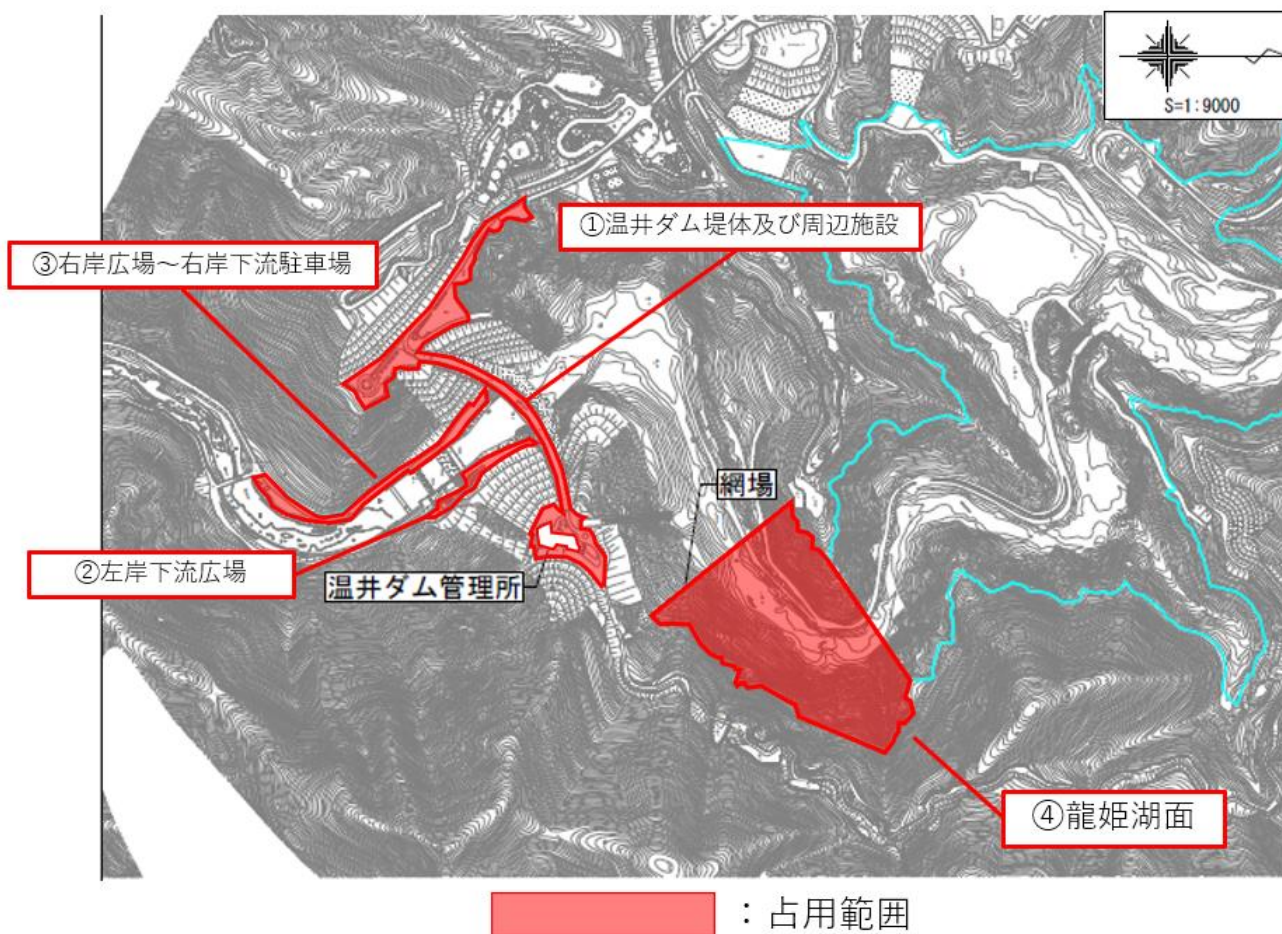
【参考】

温井ダムインフラツーリズム 管理運営スキーム



【参考】

占用範囲図



場所	面積 (㎡)
① 温井ダム堤体及び周辺施設	24,253.0583930
② 左岸下流広場	2,854.8210410
③ 右岸下流広場～ 右岸下流駐車場周辺	6,243.7363420
④ 龍姫湖面	45,812.075591
合計	79,163.691367

龍姫湖利用協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「龍姫湖利用協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、龍姫湖及び温井ダム周辺の利用計画の制定や運用を通して、龍姫湖及び温井ダム周辺を有効に利活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。

（内容）

第3条 協議会は、以下の項目について協議する。

- （1）龍姫湖及び温井ダム周辺の利用計画の制定
- （2）安全対策に関すること
- （3）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別表1に定める団体よりそれぞれ1名を選出された者（以下「委員」という。）により組織する。ただし、協議会の中で了解をえた上で、運用上必要な委員の増減及び変更ができるものとする。

2 運営上必要と認められる者は、協議会の了解を得たうえで、委員以外の者が出席できるものとする。

3 協議会には、委員の互選によって会長をおく。

4 協議会には、会長の指名により副会長を1名おく。

5 協議会には、会長の指名により監事を1名おく。

6 委員が属していた団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が継承するものとする。

（職務）

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長不在時には会長の職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会)

第6条 協議会は、毎年、原則1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合も開催できるものとする。

2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会議を構成する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会に諮るべき議事については、協議会の招集によるほか、文書により各委員への照会を行い、委員全員の了承を得ることにより決することができる。

(議事)

第8条 協議会の議事は、委員の全員の一致により決するものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合、委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 協議会委員が、やむを得ない事由により出席できないときは代理人を出席させることができる。このとき代理人は、第7条に定める定足数として考慮するほか、第8条に定める議事に参加することができるものとする。

(事務)

第10条 協議会の事務局は、安芸太田町役場 道の駅推進チームにおく。

2 事務局は、会長の指示を受け協議会の事務を行う。

(幹事会)

第11条 この協議会を円滑に進めるため幹事会を設ける。なお、幹事は関係機関の職員をもって充てる。

2 幹事会は、会長または協議会事務局が必要と認めるときに招集する。

3 幹事会での調査検討事項は、協議会に報告し意見を述べることができる。

(会計)

第12条 本会の会計は、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定めることができる。

附則

本規約は、令和4年10月17日から施行する。

本規約は、令和5年5月22日から施行する。

本規約は、令和8年3月26日から施行する。

別表1 龍姫湖利用協議会構成関係機関

関係機関	役職	備考
国土交通省中国地方整備局温井ダム管理所	所長	監事
広島県山県警察署	署長	
広島市消防局安佐北消防署	署長	
太田川上流漁業協同組合	組合長	
温井ネットワーク協議会	会長	
温井自治会	会長	
一般社団法人地域商社あきおおた	事業本部長	副会長
安芸太田町	町長	会長

※順不同

規約新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、龍姫湖及びその温井ダム堤体周辺の湖面利用計画の制定や運用を通して、龍姫湖及び温井ダム堤体周辺を有効に利活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、水難事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>第3条 協議会は、以下の項目について協議する。</p> <p>(1) 龍姫湖及び温井ダム堤体周辺の湖面利用計画の制定</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、安芸太田町役場産業観光課道の駅推進チームにおく。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、龍姫湖及びその周辺の湖面利用計画の制定や運用を通して、龍姫湖を有効に利活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、水難事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>第3条 協議会は、以下の項目について協議する。</p> <p>(1) 龍姫湖の湖面利用計画の制定</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、安芸太田町役場 産業観光課におく。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

令和 7 年度事業報告について

1. 湖面利用について

(1) 概要

安芸太田町では、龍姫湖周辺の環境を活かした地域活性化を図るため、令和 4 年度から民間事業者が参画する社会実験を実施している。令和 7 年 3 月に都市・地域再生等利用区域の指定を町が受け、湖面のオープン化が始まり、湖面利用事業が本格始動している。

(2) 令和 7 年度の実施内容

①実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※体験受入は 12 月末で終了

②実施事業者

Lake Ryuki Water Complex (社会実験対象団体で立ち上げた団体)

○参画団体：(株) IRMANO (ウェイクサーフィン)

(一社) 地域商社あきおおた (SUP、カヤック・カヌー)

※実施事業者については、これまでの社会実験へ当該団体が参画したことによる実績とノウハウを鑑み、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間、町と使用契約書を締結している。

③実施内容

●ウォーターアクティビティの体験利用 (通年)

- ・ウェイクサーフィン、スタンドアップパドルボード (以下 SUP)、カヤック
- ・教育旅行 (カヤック、SUP)

【月別受入実績 (人)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	R 6 参考	R 6 比較
ウェイクサーフィン	4	15	21	94	55	76	20	28	5	318	213	149.3%
SUP (一般)	17	21	16	69	76	140	32	8	2	381	132	288.6%
カヤック (一般)	3	16	0	58	17	6	0	7	0	107	145	73.8%
SUP (教育旅行)	0	0	101	0	0	0	0	0	0	101	164	85.3%
カヤック (教育旅行)	0	0	39	0	0	0	0	0	0	39		
合計	24	52	177	221	148	222	52	43	7	946	654	144.6%

【売上 (円)】

	合計	R 6 参考	R 6 比較
ウェイクサーフィン	5,800,000	4,021,800	144.21%
SUP (一般)	2,190,000	917,000	238.82%
カヤック (一般)	710,000	794,000	89.42%
SUP (教育旅行)	400,000	706,440	73.6%
カヤック (教育旅行)	120,000		
合計	9,220,000	6,439,240	143.1%

● 受入環境整備事業

- ・案内看板・サインを各所に設置

a) ダムリゾート前 誘導看板



b) テニスコート入口看板



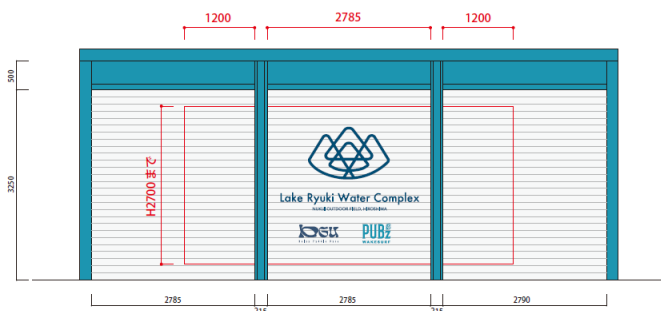
c) 津浪看板×2ヶ所：インター出口、国道沿い



d) ゲート案内看板（※黄色枠部分、貼替え）



e) 艇庫 シャッター・枠組み塗装



- ・備品の購入（テント、イス、テーブル、フラッグ部材等）

●企画運営事業


a) 「Lake Time '25-Summer Party」 および 「Wake Surf Festa2025」 の開催

通常はウォーターアクティビティ参加者しか入れない特別な場所「龍姫湖」にて、龍姫湖全体を巻き込んだ一大ウォーターイベントを実施した。ウェイクサーフィン大会およびSUP、カヤック&カヌー、YOGAの体験会を開催し、併せて両日共に飲食・物販・展示ブースを設置することで、ウォーターアクティビティの滞留場所としての認知拡大を図った。

■開催日時：2025年7月26日（土）～7月27日（日）

■来場者数：約500名

■実施内容：

日にち	体験コンテンツ	概要
7月26日（土） Lake Time '25-Summer Party （イベント参加者数：35人）	ウェイクサーフィン体験	受入実績12人
	SUP体験	受入実績10人
	KAYAK体験	受入実績5人
	YOGA体験	受入実績：8人
7月27日（日） Wake Surf Festa2025 （イベント参加者数：58人）	ウェイクサーフィン大会	<ul style="list-style-type: none"> ●競技艇 Supreme S220 ●ディビジョン Junior/Beginner/Middle/Advance/Professionals ●定員人数 30名（参加者数：40名） ●参加費 11,000円 ●主催 Lake Ryuki Water Complex ●後援 安芸太田町 ●協力 国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所
	SUP体験	受入実績：12人
	カヤック&カヌー体験	受入実績：6人
その他	温井ダム観光放流の実施	イベントの開催と合わせて、両日共に温井ダムの観光放流を実施できるよう、温井ダム管理所と調整した。 ●両日実施 ・11：00～ ・14：00～ 
	ブース出展	<ul style="list-style-type: none"> ●カスタム ハイエース展示（広島トヨペット株式会社） ●FOOD・物販ブース出店（6店舗）



b) ウェイクサーフィン国際大会開催

当初、耶馬溪ダム（大分県中津市）で開催予定であった、ウェイクサーフィン国際団体であるCWSA（Competitive Wake Surfing Association）のアジア大会 Asian Championship が、渇水とその後の豪雨による水位急増で会場設備が破損したことから耶馬溪ダムで開催が出来なくなり、大会本部より打診を受け龍姫湖を会場として開催することを急遽受け入れた。この受け入れを経験したことで、業界内での認知度向上につながったことはもちろん、国際大会の基準や運営を経験することができたことで、今後主催して開催するための経験を積むことが出来た。

- 開催日：9月5日（土）～7日（日）
- 参加国：日本・香港・韓国・中国・台湾
- 参加選手：43名



c) 体験料補助

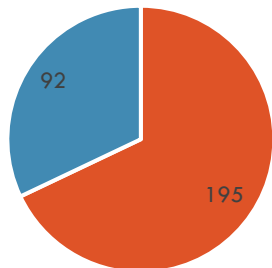
龍姫湖まつり開催に合わせて、町民向けの体験補助を SUP および KAYAK を対象に、実施し認知向上を図った。

日付	種別／事業者	プラン	単価	人数/式	計
10/19	SUP/地域商社あきおおた	龍姫湖まつり SUP 体験プラン	8,000 円	8 名/1 式	8,000 円
10/19	KAYAK/地域商社あきおおた	龍姫湖まつり KAYAK 体験プラン	7,000 円	7 名/1 式	7,000 円
			合計	15 名	15,000 円

●認知度調査アンケート事業

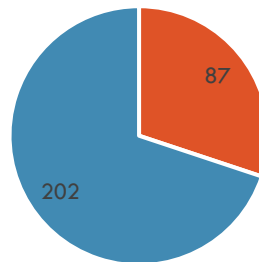
主に県内在住者を対象とした「Lake Ryuki Water Complex」の認知度調査を実施した。(一部抜粋)
回答件数：290件

○「龍姫湖」という名前を聞いたことがありますか？



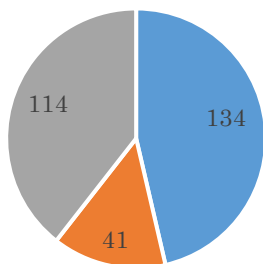
- はい
- いいえ

○「Lake Ryuki Water Complex」という名前を聞いたことがありますか？



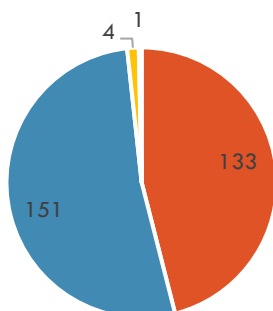
- はい
- いいえ

○「龍姫湖」「Lake Ryuki Water Complex」に行ったことがありますか？



- 行ったことがある
- 行ったことはないが知っている
- 知らなかった

○「龍姫湖」が自然とアクティビティを融合した総合施設として整備された場合、訪れてみたいと思いますか？



- とてもそう思う
- そう思う
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

◆アンケート結果から見える分析

「これまでの成果」

○Lake Ryuki Water Complex の認知度調査の結果、立ち上げから3年目を迎えた現時点において、「龍姫湖」という名称は一定水準まで浸透してきたことが確認できた。回答全体では「龍姫湖」を知っている層が67.6%に達しており、当初は温井ダムの認知に比して「龍姫湖」の認知がほぼゼロであった状況から見ると、大きな前進である。特に安芸太田町内では認知率が96.2%となっており、地域内では名称が定着する段階に入ったと評価できる。

○さらに、「龍姫湖」が自然とアクティビティを融合した総合施設として整備された場合の来訪意向については、「とてもそう思う」46.2%、「そう思う」52.1%で、肯定的回答が98.3%に達した。これは、龍姫湖のコンセプトそのものに対する市場の期待値が高いことを示しており、事業の方向性が利用者ニーズと概ね一致していることを裏付ける結果である。

「現状課題」

○現状では、「温井ダム」は既に高い知名度を有し、「龍姫湖」は地域内外で浸透が進みつつある一方、「Lake Ryuki Water Complex」の認知はなお限定的な水準にある。既存資産である温井ダムの認知、新たに育成してきた龍姫湖の名称、施設・事業ブランドとしてのLake Ryuki Water Complexが並立しており、利用者にとって直感的に理解しやすいブランド構造が十分に整理されているとは言い難い状況にある。

○とりわけ、和名である「龍姫湖」は一定程度浸透しているものの、英語名称単独では想起されにくく、情報発信や認知形成において名称の使い分けに工夫を要する段階にある。今後は、温井ダムの認知資産を活かしながら、「龍姫湖」と「Lake Ryuki Water Complex」の関係性を整理し、名称認知とブランド価値を一体的に高めていく必要がある。

○SNS やホームページを通じた認知は限定的であり、デジタル上での継続的な情報接触や広域波及の仕組みはなお弱い状況にある。今後、来訪者の裾野を安定的に広げていくためには、イベントや紹介による単発的な接点に加え、オンライン上で魅力を蓄積・発信し続ける情報基盤の強化が課題となる。

「今後の方向性」

○認知拡大手法については、これまで成果を上げてきたイベント、大会、現地体験、口コミの強みを維持しつつ、SNS、ホームページ、動画、検索導線等を活用した常時接触型の情報発信へと発展させていくことが重要となる。今後は、単なる告知ではなく、龍姫湖で何ができるか、どのように過ごせるか、誰と楽しめるかが具体的に伝わる情報設計を進め、来訪前の期待形成と不安解消を同時に図ることが求められる。

○今後の方向性は、龍姫湖を「水辺アクティビティの場」としてだけではなく、自然、景観、滞在、交流、食、地域性を重ね合わせた少し上質で特別な体験拠点として磨き上げていくことにある。その中で、看板性のある体験と参加しやすい体験、実施者と同行者、地域利用と広域誘客を適切に接続し、龍姫湖全体の滞在価値とブランド価値を高めていくことが今後の中核的な方針となる。

●情報発信事業

①ホームページ更新・修正

龍姫湖のウォーターアクティビティの情報を一元化したHP (<https://lakeryuki-wc.com/>) の更新作業を行った。

【主な修正箇所】

No.	参考画像	修正内容
1		<p>地元からの要望も強かった、「CRUISE」を追加。令和8年度より、「SUP」「カヤック&カヌー」「ウェイクサーフィン」に加え、「クルーズ」を入れた4コンテンツで展開する。</p> <p>※提供開始時期は、準備完了次第となるため、5月から6月頃を予定。</p>
2		<p>ガイドによる温井ダム見学ツアー、「スペクタクルツアー」HPバナーを追加。</p> <p>両面からの認知度向上を図り、エリア周遊いただける様、相乗効果を狙う。</p>

②リーフレット：デザイン修正・印刷

前項ホームページ更新・修正の内容に合わせてリーフレット内容を更新し、新たに5,000部を印刷した。



③ イベント・プロモーション出展

出展日	イベント名/主催	内容
9月20日	あきおおた Activity Event 主催：地域商社あき おおた	<p>道の駅来夢とごうちの開業 30 周年を記念したイベント。地域のアクティビティを 30 周年特別価格で体験できる「あきおおた Activity Event」が開催され、龍姫湖では SUP & カヤックを実施した。</p> 
9月21日	犬まつり 主催：温井ダムリゾート	<p>犬 SUP 2 回目となる犬 SUP を実施。主催は温井ダムリゾートで、SUP の運営は地域商社あきおおたが受託して実施。愛犬家の方にも、SUP を PR できる場となった。</p> 
9月21日 ～ 10月26日	第2期生 「PUBz Junior Wakesurf Camp」 主催：PUBz WAKESURF	 <p>昨年につき 2 期生となる PUBz Junior を募集し、Surf Camp を開催。小学生 3 名に 3 回のレッスンを実施し、撮影会で成果を発表してもらった。初対面のメンバーであったが、Camp 通して互いを刺激し上達を応援し合う仲間としてのチームワークが生まれ、次シーズンは皆で大会へチャレンジしていこうと意欲的な結果を得た。</p>

(4) 決算について

【収入】

単位：(円)

区分	金額	備考
町補助金	5,000,000	広島県わがまち❤️スポーツ補助金を活用 (補助率 1/2)
合計	5,000,000	

【支出】

単位：(円)

区分	金額	備考
受入環境整備	3,568,000	案内看板の設置、テント等備品購入
企画運営	748,800	イベント開催、体験料一部補助
認知度調査	452,200	アンケート調査の実施
情報発信関連	231,000	HP 維持管理、リーフレット更新・印刷
合計	5,000,000	

※令和7年度は湖面利用の使用契約を締結している「Lake Ryuki Water Complex」へ交付した。

3. 総括

(1) 評価点 (成果)

- ・スタッフおよびインストラクター、体験者含めルールを遵守して湖面を利用することができた。
- ・体験者は増加傾向にあり、トータルで前年比約 140%を超える伸びとなった。
- ・アンケートを実施したことで、今後の方向性を決める参考材料を得ることができた。
- ・案内看板を設置できたことで、拠点の存在もルートも分かりやすくなった。
- ・環境配慮として、シーズン開始時、雨期後、イベント開催前など、参画事業者・インストラクターで湖面周辺の堆積除去・草刈り・清掃活動を行った。
- ・町内の教育機関（小中学校）は、全校が龍姫湖へ SUP やカヤックを体験した。また、体験するだけでなく、地域のことや域内での仕事についても事前学習を提供した。
→その影響もあり、町内小学校の先生方がメンタルヘルス研修としても活用してくれた。
- ・自転車メーカーGIANT のグループ旅行会社からの視察や、パタゴニア広島店のスタッフの受入もあった。
- ・国際大会を開催したことで、龍姫湖を海外へ PR できたことや、今後主催での開催するための経験ができた。

(2) 課題

- ・体験会を行っていること自体を周知することが弱いため、より PR に注力する必要がある。
- ・ウェイクサーフィン当日も受け入れられる可能性があるが、SUP・KAYAK については現状難しい。ツーリストセンター在中のスタッフのインストラクター取得や、在中時間を上げる工夫をおこなう。
- ・SUP およびカヤック&カヌーは、インストラクターのスキルに開きがあり、特に団体受入れ時のインストラクターの調整に苦勞することがある。またウェイクサーフィンもサポートスタッフを拡充することで、レッスン枠が増やせる。
- ・これまで冬季には事業実施できていないが、冬季にも実施できないことがないか、協議中である。

令和 7 年度事業報告について

1. 温井ダム堤体周辺エリアでの社会実験について

(1) 概要

温井ダムを民間に開かれたスペースとすることで、日常的な温井ダムエリアの利用促進と観光客の誘客拠点として活性化していくことを目的とし、造成した観光プロダクトの実現性および観光商品としての有効性を検証するため、温井ダムでのモニターツアー及びテスト販売を実施した。

(2) 令和 7 年度の実施内容

①実施期間

令和 7 年 10 月 17 日～令和 8 年 3 月 31 日

②実施事業者

一般社団法人 NUKUI OUTDOOR FIELD

※温井ダムを利活用した事業を行うために、既存事業者を包括し設立された団体であり、これまで温井ダム管理所、町の 3 者で具体的な事業展開の協議を重ねてきた経緯を鑑み、社会実験対象団体に指定した。

③実施内容

●モニターツアー（無料）

観光・行政・ダム関係者などの専門的視点から意見を収集することを目的に実施した。

開催日	参加者（合計 16 名）
令和 7 年 10 月 17 日（金）	国土交通省（ダム関係者）7 名 安芸太田町役場 4 名 計 11 名
令和 7 年 11 月 13 日（木）	広島県観光連盟 2 名 HYPP 事務局 1 名 地域商社安芸太田 2 名 計 5 名

※上記以外にも、関係者や地域住民の方へのモニターツアーを実施。

●テスト販売（有料）

テスト販売は、一般参加者を対象とした販売実証として実施し、実際の予約から当日運営までの流れを検証した。

販売価格：3,000 円／人 参加人数合計：24 名 売上実績 72,000 円

開催日	参加数（合計 24 名）
令和 7 年 10 月 19 日（土）	午前の回 7 名・午後の回 10 名 計 17 名
令和 7 年 11 月 13 日（木）	午後の回 計 1 名
令和 7 年 11 月 15 日（土）	午前の回 計 5 名
令和 7 年 11 月 16 日（日）	午前の回 計 1 名

テスト販売を通じて、少人数制による運営のしやすさや参加者の満足度、現地での案内動線、ガイド説明の分かりやすさ等について確認を行った。

ツアー行程概要（所用時間：70分）	
①	集合・受付（川・森・文化・交流センター）
②	現地（右岸エリア）へ各自移動
③	ガイドによる温井ダム概要説明
④	キャットウォークを通じた放流ゲート直下での見学・解説
⑤	右岸エリアからの放流観覧
⑥	アンケート実施、ダムカード等配布
⑦	現地解散

●参考：団体ツアー（山陽新聞社）

テスト販売とは別に、団体ツアー（温井ダム放流＋三段峡ツアー）の受入も行った。

開催日	参加数（合計 24名）	
令和7年10月19日（日）	午後の回	計 18名
令和7年11月8日（土）	午前の回	計 14名



●広島県観光連盟の補助金を活用した各コンテンツの整備

□ガイド育成マニュアル・台本の作成

ガイド間で説明内容や品質に差が生じないように、温井ダムの基礎知識、案内ルート、説明ポイント、安全管理事項を体系的に整理したガイド育成マニュアルおよび現地用台本を作成した。これにより、今後のガイド育成や人材拡充にも対応可能な体制を整えた。

□ガイド説明用デジタルコンテンツの制作

タブレット端末を用いて説明するデジタルコンテンツを制作し、ダムの構造や規模、放流設備などを視覚的に理解できる仕組みを構築した。現地での説明補助として活用することで、参加者の理解度と満足度の向上を図った。

□公式ホームページの作成

ツアー情報の発信および予約導線の確立を目的に、公式ホームページを制作した。ツアー内容の紹介に加え、今後の販売拡大を見据えた情報発信基盤として整備した。

●観光庁の補助金を活用したツーリストセンターの設立

グローバルリゾート NUKUI ホテルの一部を社団法人が借り上げ及び改修し、温井地区の観光拠点となるツーリストセンターを、令和8年4月より運営予定である。ここでは、観光に関する情報発信や、各受付機能、軽食の提供を行う予定である。



(3) テストマーケティングの結果概要

参加者アンケートによる定量・定性評価の詳細については、次の通り整理している。

アンケート結果：40件

定量的評価の概要
<ul style="list-style-type: none">・ ツアー全体の満足度については、「満足」「非常に満足」と回答した参加者が大半を占めた。・ 特に、放流を間近で体感できる点、非公開エリアに立ち入れる点について高い評価を得た。
定性的評価（主な意見）
<p>【評価された点】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 放流を想像以上に近い距離で体験でき、迫力があつた。・ 通常立ち入れないキャットウォークからの見学は特別感が高い。・ ダムの役割や構造について、実感をもって理解できた。 <p>【改善点として挙げられた意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・ より専門的な解説やエピソードを段階的に聞きたい。・ 放流以外の見どころも今後拡充すると良い。・ 利水太郎のところへ行きたかった。・ より多くのバックヤードを見たい。・ 記念になる付加価値があるものが欲しい。例えば記念写真など。

○本テストマーケティングを通じた結果と示唆

モニターツアーおよびテスト販売を通じて、ツアー構成、所要時間、安全管理、体験価値について、観光プロダクトとして成立することを確認した。一方で、放流日に依存した構成である点や、ガイド説明の深度については今後の改善余地があることも明らかとなった。

これらの結果を踏まえ、今後はガイド育成の強化と商品構成の多層化を進め、本格販売および継続的な展開につなげていく。

令和8年度事業計画について（案）

1.湖面利用について

令和7年3月に湖面のオープン化がなされ、令和7年度は Lake Ryuki Water Complex と町が使用契約を締結し、広島県のがまちスポーツ推進補助金を活用して、湖面利用におけるウォーターアクティビティ事業を実施してきた。本契約は2年間の定めであることから、令和8年度においても当該団体が実施事業者となり、更なる誘客や本町における観光消費額の増加、また認知度の向上に向けて取り組む。

2.令和8年度の事業計画

(1) 令和8年度の施設使用者・補助事業について

令和7年度は、「ウォーターアクティビティ推進事業補助金」を社会実験事業者として選定した Lake Ryuki Water Complex に交付した。当初は、令和7年度で補助金が終了予定であったが、次年度では、広島県のがまち❤️スポーツ推進補助金の地域活性化推進体制強化事業に該当する見込みであることから、次年度以降においても最長3年間補助を行う予定である。令和8年度では、既に使用契約を締結している当該団体の母体である（一社）NUKUI OUTDOOR FIELD へ補助を行う予定である。

事業者名	代表者	体験内容
（一社）NUKUI OUTDOOR FIELD （Lake Ryuki Water Complex）	代表理事 福田 真弓	温井ダム見学ツアー 出店（物品・飲食等の販売）

（一社）NUKUI OUTDOOR FIELD が、令和7年6月に設立されたことにより、Lake Ryuki Water Complex は社団法人の部会として活動する。（別紙参照）

(2) 令和8年度の実施内容

●実施期間

令和8年4月1日～令9年3月31日

●実施内容

- ウォーターアクティビティ
 - ・ウェイクサーフィン、スタンドアップパドルボード（以下SUP）、カヤック、クルーズ
 - ・教育旅行（カヤック、SUP）

●取組概要

- ①受入環境整備事業
 - ・公式戦誘致に向けた、Live配信システムの導入
 - ・スロープ付近の堆積除去のための設備導入

- ・簡易栈橋の補修と拡張（救助艇の係留）
- ・各種備品補充
- ・イベントや大会時のコースブイの導入

②企画運営事業

- ・龍姫湖でのアクティビティの認知度を高めるため、イベントを開催
案：(夏) ウェイクサーフィンとSUPのイベント
(秋) 龍姫湖まつり併催イベント
- ・町民及び県内在住者向けのアクティビティ体験の一部補助
- ・子供の育成：ウェイクサーフィン Junior Camp 開催
(案)：町内・県内小中学生を募り、4名×5時間のコーチによるレッスンとPV制作

③認知度調査事業

- ・県内在住者向けに認知度調査の実施
- ・アンケートの結果分析によるPR施策の検討

④情報発信事業

- ・HPの維持管理
- ・リーフレットの更新
- ・PR施策・SNSマーケティング
(案)：Instagram用の撮影・素材編集・テキスト作成・投稿

(3) 予算について

【収入】

単位：(円)

区分	金額	備考
町補助金	7,000,000	広島県わがまち♥スポーツ推進補助金を活用（補助率 1/2）
合計	7,000,000	

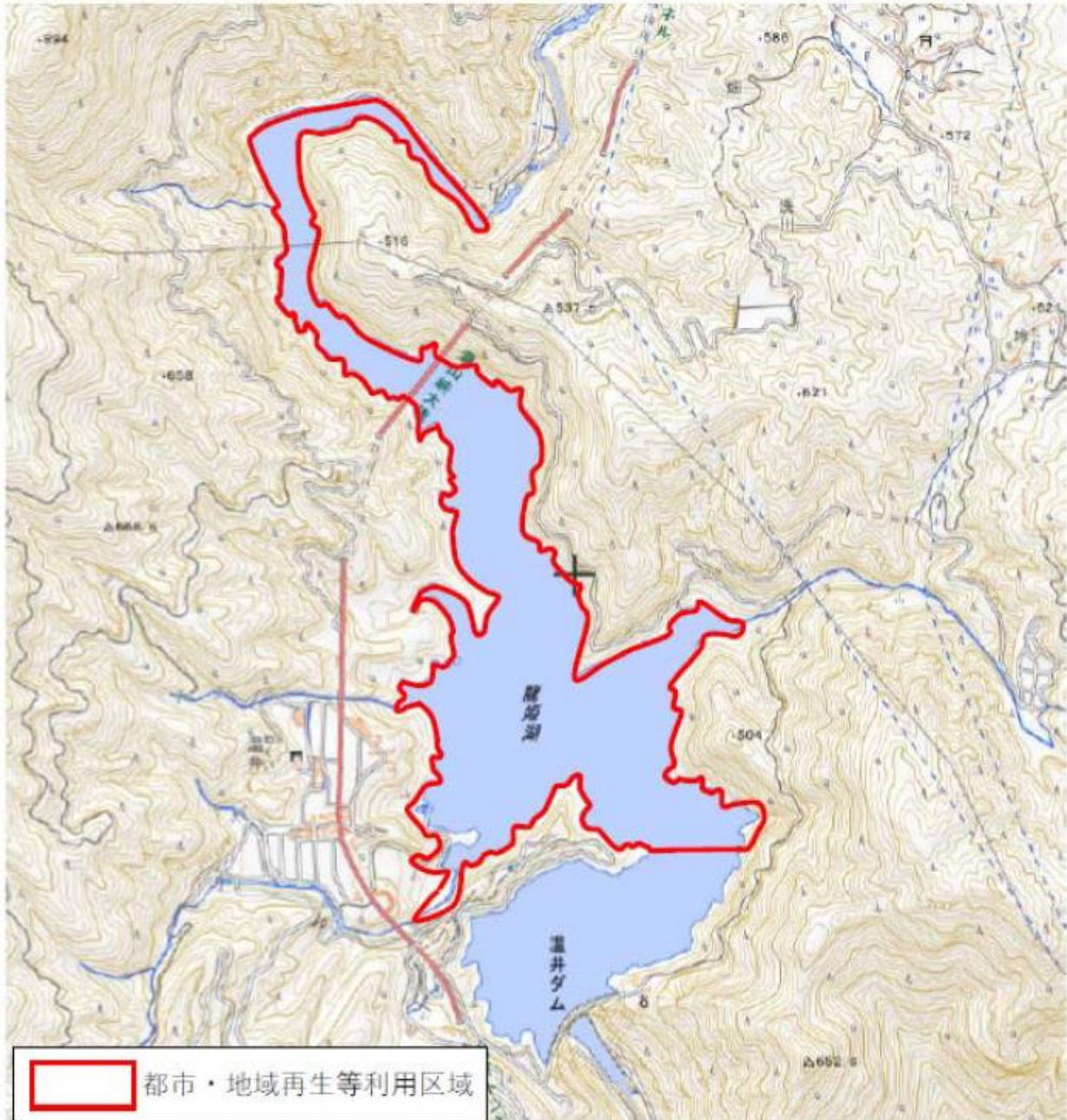
【支出】

単位：(円)

区分	金額	備考
受入環境整備事業	3,905,000	配信用機材、高圧洗浄機備品購入
企画運営事業	1,700,000	イベント等の一部支援、レッスンスクール、体験料の一部補助（町民想定）
認知度調査事業	440,000	県内在住者に向けた認知度調査の実施（アンケート分析結果によるPR施策の検討）
情報発信媒体整備事業	955,000	HPの維持管理 リーフレットの更新
合計	7,000,000	

【参考】 都市・地域再生等利用区域

太田川水系滝山川龍姫湖周辺で下図に示す区域



令和8年度 湖面周辺利用運用ルール

1. 利用形態

ダム湖周辺の利用形態は、各団体の申請書類に基づき、原則として次の通りとする。

- 1) 湖面利用は動力を使用しない船舶（カヌー、SUP、手こぎボート等。以下「人力船」という。）のみ可能とする。
- 2) 動力を使用する船舶（エンジン又は電力モーター付ボート等。以下「動力船」とする。）を使用する場合は、申請書類に事業内容が明確で、下記記載の遵守事項の通りとする。
- 3) 湖面利用の日時やエリアは湖面周辺利用団体間で調整するものとし、利用予定や予約状況等は、利用団体及び関係機関が情報を共有し、把握できるようにする。
- 4) その他、温井ダム管理所、安芸太田町と協議し可能と判断したもの。

2. 利用期間

期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

時間：8時～17時（準備片付け含む）

※時間外の利用を希望する場合は、事前に温井ダム管理所、安芸太田町へ情報提供を行い、承認された場合に可能とする。

3. 利用区域及び進入路

航空写真により定めている（別紙にて示す）。

なお、湖の水位は常時満水位（標高 360.0m）以下にある時は利用可能とする。

4. 動力を使用する船舶利用の際の遵守事項

動力船による湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- 1) 動力船は、承認した機体のみ湖面への進入を認める。
- 2) 水上（栈橋着岸時を除く）での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる費用については河川法第 67 条により、原因者負担とする。
- 3) ガソリンほか石油等の漏洩、流出については、湖面周辺利用団体において迅速に拡散防止及び回収をすべくオイルフェンス及びオイルマット等の備蓄、確保を行う。
- 4) 運行速度は 12 ノット（22 km/h）以下とする（但し、救命活動等の緊急の場合を除く）。
- 5) 動力船利用者は湖面利用中において人力船及びその利用者と不意の接近が生じた場合は人力船を優先し、接触を回避する。
- 6) 船舶操縦等の安全性を確保するため、船舶免許を必要とする船舶の利用者は、2 級以上の小型船舶操縦免許を所持し、免許証（写）を提出している者に限る。利用の際は、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）（機関の諸元が確認できるページのみ）を提出する。
- 7) 新しい動力船を湖面で使用する場合は、温井ダム管理所、安芸太田町と協議し、承認された場合に限り、使用可能とする。
- 8) 動力船利用者は人力船の迷惑とならないよう減速の上ダム湖中央部を利用する。

- 9) 周辺人家に配慮し、不必要なエンジンの空ふかし等の騒音を発する行為は行わない。
- 10) 騒音が大きくなるエンジン・マフラー等のむやみな改造は行わない。

5. 湖面周辺利用の禁止

洪水時、渇水時を含め、下記の場合は湖面周辺の利用を禁止する。ただし、飲食及び物販は1)、2)を除く。

気象情報等には十分注意するとともに、利用中でも温井ダム管理所職員、安芸太田町職員、委託の巡視員の指示には迅速に対応する。

- 1) 貯水位が6/11～10/25にE L 353.0m、その他の期間でE L 360.0mより高い場合
- 2) 貯水位が340.0m以下の場合
- 3) 「広島県北部」または「芸北」に暴風、暴風雪、大雨・洪水、大雪注意報・警報が発令された場合
- 4) 温井ダム管理所が風水害に関する体制を発令し、洪水吐きゲートから放流を行う場合、見込みがある場合
- 5) 温井ダム管理所が風水害以外の事象で体制発令中であり、龍姫湖の利用を制限する必要がある場合
- 6) その他、安芸太田町又は温井ダム管理所が状況により利用禁止と判断した場合

6. 安全管理等

湖面周辺利用に関して発生した全ての事故、機材損傷等については、利用者の自己責任とする。

また、湖面周辺利用団体は次の事項を遵守するとともに、利用者へも指導しなければならない。

- 1) 携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとらなければならない。
- 2) 湖面利用者は、必ず適切な浮力体（ライフジャケット等）を着用する。
- 3) インストラクターは救急法等の講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておく。
(受講証明のコピーの提出等)
- 4) 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう湖面利用者に注意喚起するとともに、安全指示を適時・的確に行う。
- 5) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡する。
- 6) 指定された場所以外への進入の禁止、乗船、下船は行わない。
- 7) 酒類の販売は、禁止とする。
- 8) 販売する加工食品は、食品衛生法、計量法等に違反しないよう注意し、小分けしたもの等も含む全ての販売物について、定められた食品表示（名称、産地、製造加工所住所、製造加工者名、連絡先、賞味期限、添加物の表示）を必ず明記する。
- 9) 緊急時に限り、温井ダム管理所の許可を得た上でダム所有の作業台船へ一時係留を可能とする。
- 10) 人力船等の備品は当日中に艇庫に片づける。ただし、イベント期間中や繁忙期等の理由により湖面周辺への残置を希望する場合は、温井ダム管理所及び安芸太田町に事前連絡し承認を得た場合は、飛散等に対する養生を施した上で残置を可能とする。
- 11) 気象、ダム貯水池の状況、場合によっては安芸太田町や温井ダム管理所からの指摘に応じながら、資機材の維持管理の徹底を図る。また、指摘があった場合には、係留物等の撤去対応を速やかに行う。
- 12) その他、各団体が示した安全管理、維持管理ルールを遵守する。

7. 設備・店舗について

- 1) 事業に必要な全ての費用等は、湖面周辺利用団体の負担とする。
- 2) 法令に定める申請、届出、必要な資格者の配置は、湖面周辺利用団体の責任と負担で実施する。
- 3) 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを安芸太田町に提出する。
- 4) 飲食事業を実施する場合は、湖面周辺利用団体の責務で出店スペースにゴミ箱を設置し、購入者に対してもゴミ箱への廃棄を依頼する。
- 5) エリア内に、電気設備、排水設備、水道設備はない。発電機等が必要な場合は、湖面周辺利用団体で用意する。
- 6) イベント等の出店及び体験者への飲食（例：体験後のコーヒー等）の提供に限り火器の使用を許可する。なお、火器を使用する場合は、消火対策を講じたうえで使用すること。（例：消火器の設置等）ただし、直火は禁止とする。

8. 事故等の連絡

龍姫湖及びその周辺において各種事故が発生または発見した場合、緊急対応連絡網に基づき速やかに関係機関へ連絡する。

緊急の場合は、警察もしくは消防へ直接連絡する。

9. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

- 1) 事業運営にあつては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入し、加入保険証書の写しを安芸太田町に提出する。
- 2) ダム湖及び周辺の利用で発生した事故及び利用時のトラブル等については、原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとし、法律、条例等に準拠し処理することとする。自然災害等による被災についても同様である。

10. 禁止行為及び留意事項

湖面周辺利用団体は次の事項を遵守するとともに、利用者へも指導しなければならない。

1) 動植物の捕獲の禁止

龍姫湖周辺では多くの動植物が生息しており、重要種の生息も確認されており、龍姫湖での魚つりは禁止する他、無断で動植物を捕獲することを禁止する。

2) 外来魚の放流等の禁止

龍姫湖に外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）ならびにその卵の持ち込み及び放流をしてはならない。

3) ゴミの持ち帰り

湖面及び周辺での利用者は、その利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努める。

もし、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力する。

4) トイレの取り扱い

防災用等の簡易トイレの持ち込みは可能とするが、必ず持ち帰ることを持込の条件とする。万が一、利用区域内に残骸が見つかった場合は、その後の簡易トイレの持込を禁止する。

5) 迷惑行為の禁止

湖面及び周辺での利用者は、龍姫湖周辺における居住環境や龍姫湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、下記のような迷惑行為を禁止する。

①龍姫湖からの直接の取水

②機器類の洗浄、濁水の流出、油漏れ等による土地や湖の汚染

③無断な樹木の伐採、土砂採取行為（運用上支障がある場合を除く）

④無断な土地の形状変更（掘削、盛土）や工作物の設置は行わない。

⑤施設の落書きや故意なる破損、無断な張り紙や看板設置

⑥7. 6) に基づき許可された場合、及び一時的に管理者が許可する場合を除く火気の使用

⑦喫煙、飲酒及び飲酒者の立ち入り

⑧ペット（餌、糞も含め）の放置

⑨地域の行事や水源地域活性化の取組と認められないもの、及び本運用ルールに基づかない営利を目的とした出店

6) 各備品等の管理について

湖面周辺利用団体で用意した備品等は、各団体の責任において管理する。また、破損・紛失等の事故が発生した場合に温井ダム管理所や安芸太田町等は一切責任を負わない。

11. その他

- ・湖面周辺利用団体は、必要に応じて適宜、安芸太田町、温井ダム管理所に情報共有を行う。
- ・安芸太田町気象情報・・・「安芸太田町防災情報メール」に登録し、気象情報を確認する。
- ・温井ダム貯水位・・・中国地方整備局 ダム防災情報システムより確認する。
- ・湖面利用実施日時・・・関係機関が情報を共有できるよう、アプリ等を利用し、登録、確認する。
※アプリ等は湖面周辺利用団体が確定次第、協議、調整することとする。

令和 8 年度温井ダム堤体周辺での事業計画について（案）

1. 社会実験について

令和 6 年 4 月にインフラツーリズム魅力倍増プロジェクトに選定されたことを受け、令和 7 年 10 月の龍姫湖まつり開催日に併せて、温井ダムを利活用したガイドツアーなどの社会実験を開始している。今後のオープン化に向けて、令和 8 年度も引き続き社会実験を行う。

2. 令和 8 年度の実業計画

(1) 令和 8 年度の施設使用者について

令和 7 年度は、（一社）NUKUI OUTDOOR FIELD を社会実験対象団体へ指定したが、同年度の実施においては安全かつ円滑に事業を遂行してきた実績がある。かつ、実績を踏まえて課題認識や解決のための改善案を示していることから、令和 8 年度においても当該団体を引き続き指定する。

事業者名	代表者	体験内容
（一社）NUKUI OUTDOOR FIELD	代表理事 福田 真弓	温井ダム見学ツアー 出店（物品・飲食等の販売）

(2) 令和 8 年度の実施内容

○実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令 9 年 3 月 31 日

○実施内容

●温井ダムスペクタクルツアー（ガイド付きツアー）

4～11 月まで実施される観光放流（全 66 回予定）に併せて、制限エリアにてガイドツアーを募集・開催する。

【実施予算】（収支計画、利用者数目標等）

収入の部		
ツアー (1)	3,000 円×平均 5 名/回 (7 割開催)	693,000 円
ツアー (2)	2,000 円×平均 4 名/回 (7 割開催)	369,600 円
ツアー (3)	5,000 円×5 名×2 回実施	50,000 円
出店	10,000 円×10 日	100,000 円
合 計		1,112,600 円
支出の部		
人件費	@6,000 円×2 名×66 回の 7 割	554,400 円
仕入れ	6,000 円×10 日	60,000 円
合 計		614,400 円

□ツアー内容

(1)放流直下ツアー：3,000円×定員10名

制限エリアである右岸広場からエントリーし、ガイドの解説の傍らキャットウォークへ。放流口真下から大迫力のアングルで放流を観られるプラン

(2)右岸放流ツアー：大人2,000円・子供1,500円×定員20名

右岸からガイドとエントリー、右岸広場から放流を観られるツアー（キャットへは上がれない）。また新たにR8年度には放流以外のツアー造成にも取り組み、モニターツアー後、秋の龍姫湖まつりでのテスト販売を目指す。

(3)岩盤試験室や最深部を巡るツアー：5,000円×10名（仮）

温井ダムの岩盤を直に感じることでできる岩盤試験室等を巡るツアー。コンテンツ開発中であるが、放流に依存しない実施可能な関連ツアーや観覧エリアの整理を進め、商品バリエーションの拡充を図る。

※なお、ツアー後にはアンケートを実施し、参加者の満足度を図ることや改良の意見をいただき、より良いツアーの実施に努め、リピーターや新規ユーザーを獲得する。

●出店（物販販売）

(1)ドリンク販売

夏場の放流に合わせた飲料水など販売。温井ダムには自動販売機がないため、熱中症対策の意味も含めて、一定の需要があることが見込める。

(2)オリジナルグッズ販売

ポンチョやタオルなど、放流のお供になるグッズを開発し販売したいと考えている。また、オリジナルグッズを開発することにより、記念になる付加価値を提供する。

●情報発信

・受付ツーリストセンターの開設

ホテルグローバルリゾート NUKUIの一部を社団法人が借り上げ、温井観光拠点ツーリストセンターとして、4月よりオープン予定である。ここでは、温井地区をメインとした情報発信、クルーズ等の当日受付機能も持たせる。

・新たに立ち上げた専用ホームページ (<http://nukui-outdoorfield.jp/>) の更新・修正



・SNSでの情報発信

令和 8 年度 温井ダム堤体周辺利用運用ルール**1. 利用形態**

温井ダム堤体側周辺の利用形態は、各団体の申請書類に基づき、原則として次の通りとする。

- 1) 温井ダム堤体を活用したツアーの実施
- 2) ダム見学等来場者向けの物品販売（飲食物含む）
- 3) その他、温井ダム管理所、安芸太田町と協議し可能と判断したもの。
- 4) 温井ダム堤体周辺の日時やエリアは利用団体間で調整する。
- 5) 利用予定や予約状況等は、実施月の前月末までに温井ダム管理所、安芸太田町へ毎月情報提供し、但し、変更があった場合には随時情報提供する。または、関係者間で利用予定や予約状況が随時確認できるシステムを構築する。
- 6) 実施報告については、四半期ごと（7・10・1・3月）に報告する。

2. 利用期間

期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

時間：8 時 30 分～17 時（準備片付け含む）

※時間外の利用を希望する場合は、事前に温井ダム管理所、安芸太田町へ情報提供を行い、承認された場合に可能とする。

3. 利用区域及び立入可能区域

別紙にて示す。

4. 堤体側周辺利用の禁止

気象情報等には十分注意するとともに、利用中でも温井ダム管理所職員、安芸太田町職員、委託の巡視員、警備員の指示には迅速に対応する。

下記の場合は堤体周辺の利用を禁止する。

- 1) 「広島県北部」または「芸北」に暴風、暴風雪、大雨・洪水、大雪注意報・警報が発令された場合
- 2) 大雨等により温井ダム管理所が堤体周辺の利用を制限する場合
- 3) 温井ダムが洪水吐きゲートから放流を行う場合、またはその見込みがある場合
- 4) 温井ダム管理所が風水害以外の事象で体制発令中であり、堤体周辺の利用を制限する場合
- 5) その他、安芸太田町又は温井ダム管理所が状況により利用禁止と判断した場合

5. 安全管理等

堤体側周辺利用団体は次の事項を遵守するとともに、参加者へ指導しなければならない。

- 1) 携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとらなければならない。
- 2) 堤体見学ツアー参加者等ダム堤体内に立ち入る者は、ヘルメットの着用を指定された場所では必ず着用する。
- 3) ガイドは救急法等の講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておく。（受講証明のコピー

の提出等)

- 4) 事故等が発生しないよう利用者に注意喚起するとともに、安全指示を適時・的確に行う。
- 5) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡する。
- 6) 指定された場所以外への進入を禁止する。
- 7) 酒類の販売は禁止とする。
- 8) 販売する加工食品は、食品衛生法、計量法等に違反しないよう注意し、小分けしたもの等も含む全ての販売物について、定められた食品表示(名称、産地、製造加工所住所、製造加工者名、連絡先、賞味期限、添加物の表示)を必ず明記する。
- 9) その他、各団体が示した安全管理、維持管理ルールを遵守する。

6. 設備・店舗について

- 1) 事業に必要な全ての費用等は、利用団体の負担とする。
- 2) 法令に定める申請、届出、必要な資格者の配置は、利用団体の責任と負担で実施する。
- 3) 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可(臨時営業許可、露店営業許可等)や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを安芸太田町に提出する。
- 4) 飲食事業を実施する場合は、利用団体の責務で出店スペースにゴミ箱を設置し、購入者に対してゴミ箱への廃棄を依頼する。
- 5) 出店及び来場者への飲食の提供に限り火器の使用を許可する。火器の使用を希望する場合は事業内容等を記載した申請書類を提出し承認を受けること。なお、火器を使用する場合は、消火対策を講じたうえで使用すること(例:消火器の設置等)。ただし、直火は禁止とする。
- 6) 荒天時や安芸太田町や温井ダム管理所からの指摘に応じながら指導があった場合は、資機材の維持管理の徹底及び撤去等の措置を速やかに講じる。

7. 事故等の連絡

堤体側周辺において各種事故が発生または発見した場合、緊急対応連絡網に基づき速やかに関係機関へ連絡する。

緊急の場合は、警察もしくは消防へ直接連絡する。

8. 事故等(不慮・過失・天災による事故等)の責任

- 1) 事業運営にあつては、参加者及び第三者等に損害を与えた場合の賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入し、加入保険証書の写しを安芸太田町に提出する。
- 2) 堤体側周辺利用で発生した事故及び利用時のトラブル等については、原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとし、法律、条例等に準拠し処理することとする。自然災害等による被災についても同様である。

9. 禁止行為及び留意事項

堤体周辺利用団体は次の行為の禁止を徹底するとともに、利用者へ指導しなければならない。

- 1) 動植物の捕獲の禁止

温井ダム周辺では多くの動植物が生息しており、重要種の生息も確認されており、周辺での魚つりは禁止する他、無断で動植物を捕獲することを禁止する。

2) 外来魚の放流等の禁止

水面に外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）ならびにその卵の持ち込み及び放流をしてはならない。

3) 迷惑行為の禁止

堤体及び周辺での利用者は、ダム堤体を含む河川管理施設及びその敷地の保全に配慮し、下記のような迷惑行為を禁止する。

①立入禁止箇所への進入

②無断な土地の形状変更（掘削、盛土）や工作物の設置

③施設の落書きや故意なる破損、無断な張り紙や看板設置

④管理者が許可する場合を除く火気の使用

⑤喫煙、飲酒及び飲酒者の立ち入り

⑥ペット（餌、糞も含め）の放置

⑦地域の行事や水源地域活性化の取組と認められないもの、及び本運用ルールに基づかない営利を目的とした出店

4) ゴミの持ち帰り

堤体及び周辺での利用者は、その利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努める。

ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力する。

5) 各備品等の管理について

堤体周辺利用団体で用意した備品等は、各団体の責任において管理する。また、破損・紛失等の事故が発生した場合に温井ダム管理所や安芸太田町等は一切責任を負わない。

10. その他

- ・堤体周辺利用団体は、必要に応じて適宜、安芸太田町、温井ダム管理所に情報共有を行う。
- ・安芸太田町気象情報・・・「安芸太田町防災情報メール」に登録し、気象情報を確認する。
- ・利用実施日時・・・関係機関が情報を共有できるよう、アプリ等を利用し、登録、確認する。
※アプリ等はダム堤体周辺利用団体が確定次第、協議、調整することとする。